

第23期

# 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2022年7月28日（木曜日）  
午前10時

## 開催場所

東京都千代田区平河町二丁目4番3号  
ホテル ルポール麹町 2階  
ロイヤルクリスタル

## 議案

- 第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件  
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額決定の件  
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

## 目次

定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	6
事業報告	25
計算書類	38
監査報告	40
株主総会会場ご案内図	末尾

## 郵送またはインターネットによる議決権行使期限

2022年7月27日（水曜日）午後5時00分



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。  
<https://p.sokai.jp/3329/>



東和フードサービス株式会社

証券コード：3329

## ごあいさつ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに第23期（2021年5月1日から2022年4月30日まで）の株主総会招集ご通知をお届けいたします。コロナ禍においては外食産業も大きな影響を受けましたが、これまでの厳しさや苦しみから抜け出し、与えられた環境で持続的な成長を果たすことが使命であると認識しております。

株主の皆様におかれましては、引き続きご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2022年7月8日  
代表取締役社長CEO  
岸野 誠人



## 第23期定時株主総会招集ご通知

- |         |  |
|---------|--|
| 1. 日 時  | 2022年7月28日（木曜日）午前10時   |
| 2. 場 所  | 東京都千代田区平河町二丁目4番3号<br>ホテル ルポール麹町 2階ロイヤルクリスタル  |
| 3. 目的事項 |  |
| 報告事項    | 第23期（2021年5月1日から2022年4月30日まで）<br>事業報告および計算書類報告の件   |
| 決議事項    | 第1号議案 定款一部変更の件<br>第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選<br>任の件<br>第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件<br>第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬<br>等の額決定の件<br>第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件 |
|         | 以 上  |

◎書面または電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使する場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、2022年7月27日（水曜日）午後5時00分までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

◎新型コロナウイルス感染症の影響により、当会場が利用できなくなる場合がございます。会場を変更する場合には、当社

ウェブサイトにてご案内を致しますので、株主総会当日にご来場をお考えの株主様は、本株主総会前日にあらかじめウェブサイトをご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト (<https://www.towafood-net.co.jp/>)

- ◎総会当日の受付開始時刻は午前9時を予定しております。
  - ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
  - ◎次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
    - ①財産および損益の状況の推移
    - ②主要な事業内容（2022年4月30日現在）
    - ③主要な事業所（2022年4月30日現在）
    - ④主要な借入先（2022年4月30日現在）
    - ⑤従業員の状況（2022年4月30日現在）
    - ⑥会社の株式に関する事項（議決権基準日：2022年5月31日現在）
    - ⑦会社の新株予約権等に関する事項
    - ⑧会社の体制および方針
    - ⑨株主資本等変動計算書
    - ⑩個別注記表
- なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております事業報告、計算書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した事業報告、計算書類の一部であります。
- ◎株主総会決議ご通知は上記当社ウェブサイトに掲載させていただく予定です。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。




**株主総会にご出席される場合**

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年7月28日（木曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）




**書面（郵送）で議決権を行使される場合**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年7月27日（水曜日）  
午後5時00分到着分まで



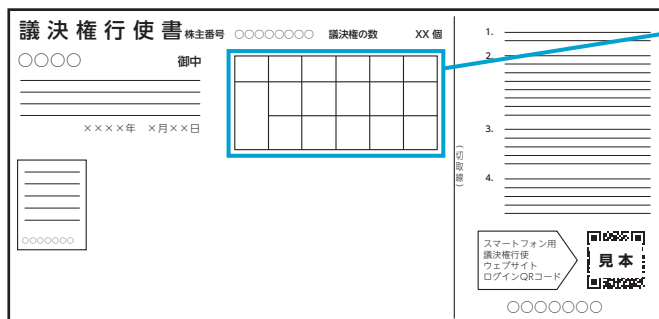
**インターネットで議決権を行使される場合**

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年7月27日（水曜日）  
午後5時00分入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

〇〇〇〇〇〇〇

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 第1、4、5号議案

- 賛成の場合 >> **【賛】** の欄に○印
- 反対する場合 >> **【否】** の欄に○印

### 第2、3号議案

- 全員賛成の場合 >> **【賛】** の欄に○印
- 全員反対する場合 >> **【否】** の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> **【賛】** の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

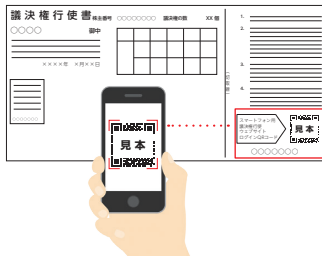
書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

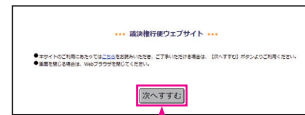
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

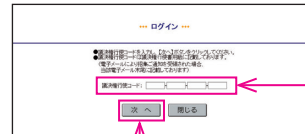
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く9:00~21:00)

なお、2022年7月16日(土曜日)午前5時から2022年7月19日(火曜日)午前5時までの間は、システムメンテナンスのため「スマート行使」ウェブサイト及び「議決権行使ウェブサイト」がご利用いただけませんのであらかじめご了承ください。

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

##### 1. 変更の理由

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することと致したく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものです。

また、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度の導入に備えるため、次のとおり定款を変更するものです。

- (1)株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定めるため、変更案第15条第1項を新設するものです。
- (2)書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができるようにするため、変更案第15条第2項を新設するものです。
- (3)株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものです。

## 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものといたします。  
(下線部は変更部分)

現行定款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機 関)	(機 関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
<u>2. 監査役</u>	(削除)
<u>3. 監査役会</u>	(削除)
(新 設)	
<u>4. 会計監査人</u>	<u>2. 監査等委員会</u>
	<u>3. 会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条～第10条 (条文省略)	第6条～第10条 (現行どおり)



現行定款	変更案
<p data-bbox="359 178 545 204">第3章 株主総会</p> <p data-bbox="158 216 344 241">第11条～第14条</p> <p data-bbox="394 254 511 279">(条文省略)</p> <p data-bbox="158 329 742 390"><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p data-bbox="158 402 742 677">第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類、連結計算書類（連結計算書類に係る会計監査報告および監査報告を含む。）に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p data-bbox="405 727 495 752">(新 設)</p> <p data-bbox="158 1093 344 1118">第16条～第18条</p> <p data-bbox="394 1130 511 1156">(条文省略)</p>	<p data-bbox="964 178 1150 204">第3章 株主総会</p> <p data-bbox="763 216 949 241">第11条～第14条</p> <p data-bbox="984 254 1130 279">(現行どおり)</p> <p data-bbox="1010 329 1100 355">(削 除)</p> <p data-bbox="778 727 969 752"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="763 765 1347 858">第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとる。</u></p> <p data-bbox="828 870 1347 1040">2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p data-bbox="763 1093 949 1118">第16条～第18条</p> <p data-bbox="984 1130 1130 1156">(現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>8名以内</u>とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>株主総会において</u>選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く</u>) は8名以内、<u>監査等委員である取締役は4名以内</u>とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって</u>選任する。</p> <p style="text-align: right;">(現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">(現行どおり)</p> <p>4 <u>当社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>5 <u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 <u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現行定款	変更案
<p>2 <u>増員または補欠により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役の中から、取締役会長、取締役社長、取締役CEO、取締役COO、各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。また、取締役会は、必要に応じて、新たな役付取締役の地位を創設し、当該役付取締役を定めることができる。</p>	<p>(削 除)</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 代表取締役は、取締役会の決議により、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から</u>選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議により、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から</u>、取締役会長、取締役社長、取締役CEO、取締役COO各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。また、取締役会は、必要に応じて、新たな役付取締役の地位を創設し、当該役付取締役を定めることができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第23条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令に定める額を限度として免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、同法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第23条  (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く）</u>との間に、同法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条  (条文省略)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条  (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに<u>各取締役および各監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>取締役および監査役全員</u>の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに<u>各取締役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>取締役</u>の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく取締役会を開催することができる。</p>
<p>第26条  (条文省略)</p>	<p>第26条  (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した<u>取締役および監査役</u>がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した<u>取締役</u>がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>
<p>第29条</p> <p>(条文省略)</p>	<p>第29条</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「<u>報酬等</u>」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第31条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第5章 <u>監査役および監査役会</u> <u>(員 数)</u></p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u> (削 除)</p>
<p>第31条 <u>当社の監査役は、3名以上とする。</u></p>	
<p><u>(選任方法)</u></p> <p>第32条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 <u>当社は会社法第329条第2項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>4 <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	
<p><u>(任 期)</u></p> <p>第33条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>2 <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>3 <u>前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</u></p>	

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令に定める額を限度として免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。</p>	(削 除)
<p><u>(常勤監査役)</u></p> <p>第35条 監査役会は、その決議により常勤監査役を定める。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削 除)

現行定款	変更案
<p><u>(監査役会の議事録)</u>  <u>第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会規程)</u>  <u>第39条 監査役会に関する事項は、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(報酬等)</u>  <u>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u>  <u>第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を設置することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u>  <u>第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の決議方法)</u>  <u>第34条 監査等委員会の決議は議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その出席監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>



現行定款	変更案
(新 設)	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p><u>第35条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p>
(新 設)	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
(新 設)	<p style="text-align: center;"><u>第6章 会計監査人</u></p>
(新 設)	<p><u>(会計監査人の選任)</u></p> <p><u>第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>
(新 設)	<p><u>(会計監査人の任期)</u></p> <p><u>第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
(新 設)	<p><u>(会計監査人の報酬等)</u></p> <p><u>第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p>
<p>(事業年度)</p>	<p>(事業年度)</p>
<p>第41条 当社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までの1年とする。</p>	<p>第40条 当社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までの1年とする。</p>
<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p>
<p>第42条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</p>	<p>第41条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</p>
<p>(剰余金の配当の基準日)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p>
<p>第43条 当社の期末剰余金配当の基準日は、毎年4月30日とする。</p>	<p>第42条 当社の期末剰余金配当の基準日は、毎年4月30日とする。</p>
<p>(中間配当の基準日)</p>	<p>(中間配当の基準日)</p>
<p>第44条 当社は、取締役会の決議によって、毎年10月31日を基準日として中間配当を行うことができる。</p> <p>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>	<p>第43条 当社は、取締役会の決議によって、毎年10月31日を基準日として中間配当を行うことができる。</p> <p>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
<p>(配当金の除斥期間等)</p>	<p>(配当金の除斥期間等)</p>
<p>第45条 金銭による剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</p> <p>2 前項の金銭による剰余金の配当には、利息をつけない。</p>	<p>第44条 金銭による剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</p> <p>2 前項の金銭による剰余金の配当には、利息をつけない。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(改廃)</p> <p>第1条 本定款の改廃は、取締役会の審議を経た後、株主総会で決定する。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(改廃)</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第2条 <u>当社は、監査役（監査役であったものを含む。）の第23期定時株主総会終結の前の行為に関する会社法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、取締役会の決議によって、法令に定める限度額の範囲内でその責任を免除することができる。</u></p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>第3条 <u>定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および定款第15条（電子提供措置等）は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p>3 <u>本附則第3条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（4名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです）3名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者  
番号

1

岸野 誠人

(1977年10月13日生)

所有する当社の株式数  
790,800株

再任

在任年数 6年

取締役会出席回数  
13回/13回

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2006年 5月 東和産業株式会社取締役  
2006年 5月 誠香インベストメント株式会社代表取締役社長（現任）  
2006年 7月 東和アミューズメント株式会社取締役  
2009年 6月 東和アミューズメント株式会社代表取締役社長（現任）  
2010年 7月 東和産業株式会社代表取締役社長（現任）  
2016年 7月 当社取締役  
2018年 7月 当社代表取締役社長  
2019年 5月 当社代表取締役社長CEO（現任）

### ■取締役候補者とした理由

岸野誠人氏は、取締役就任以降、環境の変化に対応すべく収益性の向上や合理化を図る上での成長戦略、投資判断にリーダーシップを発揮し、2018年7月からは代表取締役として経営全般の指揮をとり、豊富な知識と経験を有しております。同氏を適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者  
番号

2

かん の まさ ひこ  
菅野政彦

(1958年1月6日生)

所有する当社の株式数  
16,000株

再任

在任年数 20年

取締役会出席回数  
13回/13回

・略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2002年7月 当社取締役総務・人事グループ担当  
2004年7月 当社取締役執行役員営業本部副本部長  
2006年4月 当社取締役常務執行役員営業本部副本部長  
2008年6月 当社営業本部長安全安心推進室担当（現任）  
2009年11月 当社取締役専務執行役員  
2017年5月 当社成果推進本部長（現任）  
2018年2月 当社代表取締役  
2020年7月 当社代表取締役副社長（現任）

■取締役候補者とした理由

菅野政彦氏は、1988年の入社以来営業責任者として貢献しており、取締役就任以降も収益性ならびにQSCの向上に努めながら組織運営と人材育成に能力を発揮しております。当社の企業価値向上と持続的成長のために適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者  
番号

3

は せ がわ けん じ  
長谷川研二

(1975年3月26日生)

所有する当社の株式数  
700株

再任

在任年数 2年

取締役会出席回数  
13回/13回

・略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1998年4月 東和産業株式会社入社  
2012年4月 当社へ転籍  
2014年4月 当社総務人事グループ部長  
2015年11月 当社執行役員  
2018年2月 当社常務執行役員管理本部部長  
2018年12月 当社IR・PR推進室ゼネラルマネージャー（現任）  
2020年7月 当社取締役執行役員管理本部部長（現任）

■取締役候補者とした理由

長谷川研二氏は、管理本部部長として当社の戦略にあわせた人財の採用や総務・法務・ISO推進等、管理体制の強化に努めてまいりました。またステークホルダーに対するIR・PR活動を統括しております。同氏を適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下「D&O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役（監査等委員である取締役を含む）等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なお、D&O保険契約の保険料は、全額当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役（監査等委員である取締役を含む）もD&O保険契約の被保険者となる予定であります。D&O保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものと致します。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者  
番号

1

ねもと ゆう や  
**根 本 勇 也**

(1976年10月29日生)

所有する当社の株式数  
3,300株

**新任**

#### ・略歴、地位および重要な兼職の状況

1999年4月 東和産業株式会社フードサービス事業部（現当社）入社  
2002年4月 当社カフェココナッツ聖蹟桜ヶ丘店店長  
2009年12月 当社営業本部インストラクター  
2013年5月 当社椿屋カフェ横浜店店長  
2018年4月 当社監査室チームリーダー  
2021年7月 当社監査役（現任）

#### ■取締役候補者とした理由

根本勇也氏につきましては、現在当社の常勤監査役に就任されております。店舗での店長経験ならびに本部スタッフとしての管理指導経験等から、常勤の監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行して頂けると考え、取締役候補者と致しました。

にの  
二 宮 類 四 郎

(1951年3月20日生)

所有する当社の株式数  
1,000株

新任

・略歴、地位および重要な兼職の状況

1973年 4月 三洋証券株式会社入社  
1988年 4月 三洋証券英国現地法人代表取締役社長  
1994年 8月 三洋香港現地法人代表取締役社長  
1997年 9月 スミスパーニー証券東京支店長営業本部長  
1999年11月 シティコープ証券株式会社取締役東京副支店長  
2006年11月 UBS銀行東京支店シニア・アドバイザー  
2008年 1月 ジャパン・ウェルネス・マネジメント証券株式会社副会長営業統括責任者  
2012年 2月 あおぞら証券株式会社営業・企画共同本部長兼営業本部長  
2017年 6月 あおぞら証券株式会社営業本部長  
2018年 7月 当社監査役（現任）  
2019年 4月 あおぞら証券株式会社リテール本部長付きアドバイザー  
2021年 4月 公益社団法人東京乗馬倶楽部監事（現任）

■取締役候補者とした理由

二宮類四郎氏につきましては、現在も社外監査役に就任されております。同氏は金融分野における専門知識を有しており、その豊富な知識と経験を当社の社外監査役としての職務に適切に反映しており、取締役会において有益な提言・助言を頂けると考え、取締役候補者と致しました。

こし いし まさ ひる  
興 石 正 博

(1951年12月21日生)

所有する当社の株式数  
0株

新任

・ 略歴、地位および重要な兼職の状況

1974年4月 合同酒精株式会社（現オエノンホールディングス株式会社）入社  
2003年7月 同社執行役員総務部長、監査室担当  
2005年3月 同社取締役、グループ総務・システム担当  
2006年2月 同社取締役経営戦略企画室長、グループ人事・監査担当  
2007年2月 同社取締役戦略法務室長  
2010年3月 同社監査役  
2020年7月 当社監査役（現任）

■取締役候補者とした理由

興石正博氏につきましては、現在も社外監査役に就任されております。同氏は法務・経営戦略・財務面におけるマネジメント経験を社外監査役職務に適切に反映しており、取締役会において有益な提言・助言を頂けると考え、取締役候補者と致しました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 二宮類四郎氏および興石正博氏は社外取締役候補者であります。  
3. 当社は、二宮類四郎氏および興石正博氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。当社は本議案が承認可決された場合、両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）として引き続き届け出ることを予定しております。  
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下「D&O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役（監査等委員である取締役を含む）等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なお、D&O保険契約の保険料は、全額当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役（監査等委員である取締役を含む）もD&O保険契約の被保険者となる予定であります。D&O保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。



#### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等の額は、2002年7月26日開催の第3回定時株主総会において、月額10,000千円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等所管の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです）の報酬等の額を月額10,000千円以内とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものです。

第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役の員数は3名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものと致します。

#### 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を月額3,000千円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものです。

第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものと致します。

以 上

(添付書類)

## 事 業 報 告

( 自 2021年 5 月 1 日 )  
( 至 2022年 4 月30日 )

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

2022年4月期の業績は、売上高82億46百万円（前期比117.3%）、営業損失は7億51百万円（前期は営業損失11億34百万円）、経常利益は12億32百万円（前期は経常損失2億47百万円）となり、当期純利益は6億98百万円（前期は当期純損失61百万円）となりました。また期末総店舗数は110店舗（新規創店4店舗、閉店10店舗）で新型コロナウイルスの影響によって業績回復が著しく困難な不採算店舗を閉店しております。経常利益には主に新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う助成金等の収入19億49百万円、当期純利益には、減損損失2億49百万円を含んでおります。

新型コロナウイルス感染拡大による影響から感染予防対策に重点をおいた営業を進めておりましたが、前事業年度に続き、政府や自治体からの要請による休業や時短営業協力により厳しい状態が続き、制限なしの営業は通期で128日（全体の35.1%）のみとなりました。

営業面では、テレワークにより減少した都心のオフィスワーカーと入国制限により消失したインバウンド需要をカバーする施策として、催事事業およびEC事業に積極的に取り組んでまいりました。特に「シャインマスカットのチーズズコット」「あまおう苺のズコット」は朝の情報番組でも取り上げられ、10万ピース以上の販売実績を残すことが出来ました。さらに椿屋創業25周年記念プロジェクトとして開発したレトルトタイプの「椿屋カレー」「椿屋ハヤシソース」も6月の販売開始から15万食以上の出荷を記録しており、売上を伸ばしております。今後もイートインメニューからテイクアウトへ繋がられるよう努めてまいります。

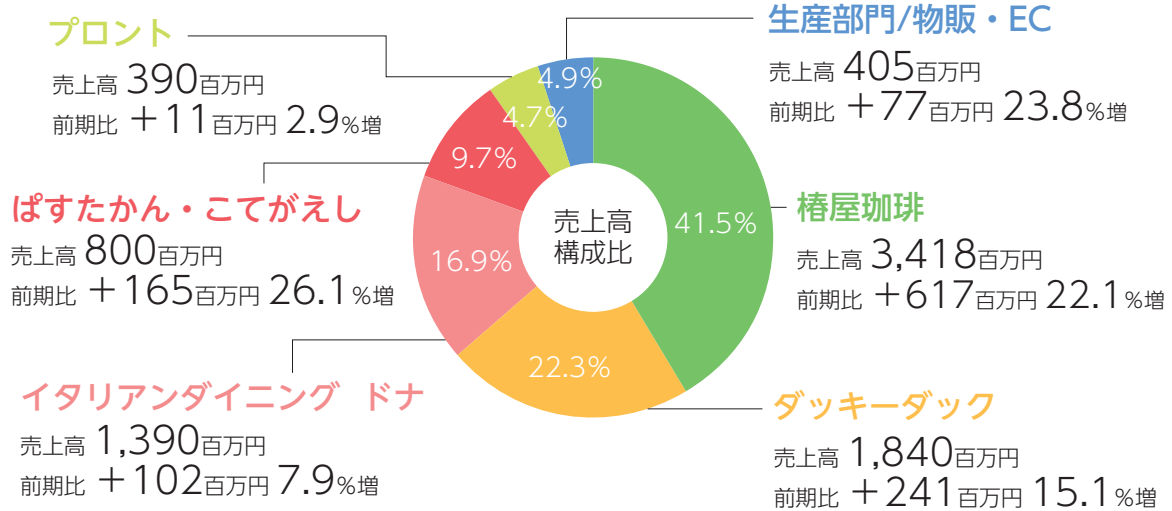
催事事業全体では、延べ46ヶ所398日間の催事出店を展開し、戦略商品である作り立てケーキと手軽さを売りにしたスパゲッティやグラタンなどの冷凍グルメ食品を中心に販売いたしました。開催日数は前年と比べ166日増（前期比171.6%）となり、売上高80百万円（前年比273.9%）となりました。

EC事業につきましては、椿屋オンラインショップでの珈琲・焼菓子ギフト商品が中心となっており、中でも父の日、母の日といったハレの日用の贈答商品の売上が伸びております。

上記2つの事業に関しましては、今後も成長分野として商品開発を含めた投資を積極的に行ってまいりますが、2022年10月を目標に椿屋オンラインショップと連動してポイント付与を可能とするアプリケーションの開発を進めており、2023年4月には全店舗でもポイントの相互活用ができるように計画を進めております。

今期は新規創店4店舗、大型改装2店舗、新型コロナウイルスの影響から今後も不採算が続くと判断した店舗やビルの耐震工事等による店舗あわせて10店舗を閉店しております。昨今の不安定な国際情勢により、原材料価格の高騰や資材・エネルギーコストの上昇を受け、グランドメニュー改定と価格改定を行わせて頂きました。

### 部門別売上実績



区 分	第22期 (2021年4月期)	構成比	第23期 (2022年4月期)	構成比	前期比
	千円		千円		
樫屋珈琲	2,800,651	39.8	3,418,540	41.5	122.1
ダッキーダック	1,598,472	22.7	1,840,338	22.3	115.1
イタリアンダイニング ドナ	1,288,774	18.3	1,390,848	16.9	107.9
ぱすたかん・こてがえし	634,770	9.0	800,621	9.7	126.1
プロント	379,608	5.4	390,762	4.7	102.9
生産部門/物販EC	327,705	4.7	405,659	4.9	123.8
合 計	7,029,981	100.0	8,246,771	100.0	117.3

(注) 当事業年度において、チーズエッグガーデンを『イタリアンダイニングドナグループ』から『ダッキーダックグループ』に変更しており、上表の第22期の数値は当該変更を反映した数値で記載しております。

部門別の概況につきましては、以下のとおりです。

『椿屋珈琲グループ』（期末店舗数50店舗 2店舗増加）

椿屋珈琲グループの売上高は34億18百万円（前期比122.1%）となりました。

都心から郊外へシフトした客数の変化に対応するために、出店地域やテイクアウト販売商品などを見直し、郊外店で収益をあげるモデルの構築に努めております。

フルサービスの喫茶では日本最大級の規模を誇る「椿屋珈琲 新宿茶寮」は、席数を102席増加し合計224席への大規模増床リニューアルを実施いたしました。またウィズコロナ時代の新たなビジネスモデル構築に向けた物販専門店「ケーキ・洋菓子 椿屋珈琲 調布パルコ店」、都心から郊外へシフトした人流へ対応すべく、フルサービスの「銀座和館椿屋珈琲 たまプラーザ店」を新規創店しております。

また椿屋カフェコレットマーレ店を「茶寮SIKI TSUBAKIYA コレットマーレ店」として椿屋珈琲と愛知西尾南山園の抹茶を組み合わせた新しいコンセプトの店舗へリニューアルを行いました。

『ダッキーダックグループ』（期末店舗数20店舗 増減なし）

ダッキーダックグループの売上高は18億40百万円（前期比115.1%）となりました。

コロナ禍においては、戦略商品である作り立てケーキの販売を中心に客数回復策に取り組み、ケーキスタジオチームを編成し製造体制の強化を図ったほか、ケーキスタジオの設置やテイクアウト販売強化に向けた店頭の改装を実施致しました。季節毎に旬のフルーツを使用したスタジオ限定「せとかのショートケーキ」や「シャインマスカットのチーズズコット」「あまおう苺のズコット」等が人気の中心となっております。

『イタリアンダイニングドナグループ』（期末店舗数22店舗 5店舗減少）

イタリアンダイニングドナグループの売上高は13億90百万円（前期比107.9%）となりました。

お酒を楽しめるイタリアンダイニングとして、健康志向をテーマに自社製の生パスタとピッツァを中心に、1名様からグループまで、リーズナブルな価格でお楽しみいただいております。

営業時短協力の影響によりお酒の提供を伴う17時以降の売上が低下しているため、早い時間帯で売上を上げる施策に注力しております。メニュー改定においては食事需要を高めるため、セントラルキッチンで製造したグラタンやドリアなど内製化率の高い商品を投入し、F Lコストの低減にも努めております。

イタリアンダイニングDONA新宿東口店を創店しております。

なお、イタリアンダイニングDONAグループの「チーズエッグガーデン」2店舗はケーキのラインアップとメニュー政策の転換に伴い、ダッキーダックグループへ変更しております。



『ばすたかん・こてがえしグループ』（期末店舗数13店舗 1店舗減少）

ばすたかん・こてがえしグループの売上高は8億円（前期比126.1%）となりました。

セルフスタイルで美味しいお好み焼き・鉄板焼を楽しんで頂けるよう、厳選された食材と季節のフェアを展開しております。営業時短協力によりもっとも影響を受けておりましたが、UberEATSなどのフードデリバリーに適した商品開発を進め、家庭でもお店の味をお楽しみいただけるよう努めております。今後も鉄板焼の強化と地産地消などのテーマ性で、より来店頻度を上げられるような施策を展開してまいります。

『プロント』（期末店舗数5店舗 2店舗減少）

プロントの売上高は3億90百万円（前期比102.9%）となりました。

弊社がフランチャイジーとして運営するプロントでは、朝から昼はカフェとしてコーヒー・トースト・マフィンやランチパスタを、夜はバーとしてシンプルかつ美味しいフードと共にビールやハイボールをはじめとしたお酒を気軽にお楽しみ頂けます。

プロント有楽町店を創店しております。

#### 【生産部門／物販E C事業】

生産部門の売上高は2億14百万円（前期比103.0%）となりました。

コンフェクショナリーでは、季節のフルーツをふんだんに使用したズコットの開発がメディアに大きく取り上げられた効果もあり店舗、催事ともに販売量を伸ばすことが出来ております。

カミサリーでは、自社製生麺の食感をそのままにご家庭でお召上がりいただく電子レンジ対応スパゲッティ、グラタン、ラザニアなどテイクアウト商品の開発を中心に進めております。

物販E C事業の売上高は1億90百万円（前期比160.2%）となりました。

引き続きE Cサイト、催事販売で取り扱い可能な商品ラインアップの拡充と新商品開発を継続し、ウィズコロナでの売上向上に繋げてまいります。



## 【重点取組】

### 【サステナビリティの取組み】SDGs ゴール3,12,14

食品リサイクルの分野で継続している取組みとしては、弊社工場で発生する生麺の端材を「横濱ビーフ」（株式会社小野ファーム様）の飼料として提供しております。23期は年間8.4トンの廃棄物削減に加え、廃棄物処理費用の削減にもつながっております。この取組みを推進していくため、生麺の裁断処理速度をあげるための装置を小野ファーム様へ寄贈いたしました。この取組みは日本SDGs協会からの事業認定を受けております。

また23期より、小児がん治療のために寄付する社会貢献活動として売上の一部をレモネードスタンド普及協会に寄付する活動を開始しているほか、環境に配慮するためにバイオマスストローへの切り替えを実施し、2022年4月までに全店舗完了しております。今後もSDGsの取組みを推進してまいります。

**SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT GOALS**



東和フードサービス株式会社は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

## (2) 対処すべき課題

外食業界は新型コロナウイルス感染症拡大による影響から回復期にあります。リモートワークの導入や大人数での会食自粛、外国人観光客への渡航制限等により、都心部および夜間の人流回復は鈍く、コロナ前の完全回復は未だ見込まれない状況です。

一方、コロナ禍における長期の行動制限によって消費者の生活様式は変化し、「職住近接（郊外シフト）」や家庭中心の時間を楽しむ「おうち時間」等のライフスタイルが定着し、自宅で外食の味を楽しむ、家庭調理の負担を下げる食物販やデリバリー需要はコロナ回復後も落ち込みを見せておりません。

ロシアによるウクライナ侵攻、中国のゼロコロナ政策（ロックダウン）による「モノ不足」に、急速な円安の進行が重なり、資材・原材料の高騰と食材確保への対応は喫緊の課題です。

消費者においては、生活費の上昇による実質賃金の低下によって将来不安が高まり、コロナ回復後も生活防衛への志向は変わらず、個人消費は停滞が見込まれます。

このような環境下、当社においては「椿屋珈琲」を主軸とした高級喫茶業態のブランド認知の強化に努め、価格に見合ったQSCの基準向上、サービスの充実、メニューの商品力アップを通じて、お客様の「体験価値」を高め、生産性を向上させてまいります。また自社生産工場（セントラルキッチン）の経営資源を活用し、効率化を進める設備投資を行っていくほか、メニュー施策による内製化率の向上から食材高騰リスクを低減するほか、消費者の新たなライフスタイルに対応する新規の業態開発を推進します。また生産性およびサービスレベル向上を実現する機械化・DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進、職住近接を背景とした臨都心への出店・リロケーション、ライフスタイルの変化によって機会となる食物販事業の拡大を「成長投資」と位置づけ、変化に迅速に対応してまいります。

### ① 食材高騰リスクへの対応（体験価値の向上・マージンミックス）

今夏より食材高騰リスクが急速に高まることから、購買・メニュー開発部署に権限移譲し、仕入れルートが多様化やレシピ改定を迅速かつ柔軟に実施できる体制を構築しています。また仕入れ価格の上昇が長期化するおそれのある食材においては、段階的に一部メニューの価格改定（値上げ）を見込んでいます。値上げ（物価上昇）による顧客の離反リスクを低減させるため、当社では、「物価（物の価値）＝価格÷お客様の

体験価値”ととらえ、コンセプトである「あったら楽しい・手の届く贅沢」「ゆとりとくつろぎの60分」に基づく、高付加価値メニューの開発と高品質のサービス提供を通じて、お客様の体験価値を向上させてまいります。

喫茶業態においては、自社ケーキ工房（コンフェクショナリー）や店舗のケーキスタジオで生産されるケーキを「戦略的商品」と位置づけ、前期ではメディアにも紹介され10万個の販売実績を得た「シャインマスカットのズコット」を好事例に、価格転嫁にも耐えうる高付加価値メニューの開発に努めてまいります。またドリンクとのセットメニューの強化により、食材原価率の高騰を抑制します。椿屋珈琲、ダッキードッグ（一部店舗を除く）では、一律であったケーキセットの価格を3つの価格帯に分類し、お得感のある「シフォンセット」を軸としたマージンミックスにより、粗利益の改善を図ることができました。期間限定で販売する「シングルオリジンコーヒー（単一農家生産の希少豆）」の継続展開も好評をいただき、ドリンクの受注率が向上しています。

レストラン業態でもワインやお酒に合うメニュー展開とセットメニューの施策により、マージンミックスの改善に努めてまいります。イタリアンダイニング・ドナにおいては、自社製造の生パスタ（ソース）を中心に製造・物流過程における効率化を図り、仕入れコストの上昇を吸収するほか、メニュー改定により、自社製加工食材の構成比を高めるなどして、食材高騰リスクの総合的な対応にあたります。

## ② 業態開発・リロケーション

在宅勤務やテレワークを背景とした「職住近接」の流れから、都心部への集中出店は避け、都心から30～40分圏内の「臨都心（商業＋住居エリア）」への出店比率を高めます。前期オープンした「銀座和館 椿屋珈琲 たまプラーザ店」では、郊外シフトの流れから人流はコロナ前比較で微増が見られており、出店直後から安定的な収益化が図られています。周辺人口の世帯収入や商業規模と居住人口とのバランス、世代別前面通行量等をモデル化し、臨都心エリアへの出店を加速させ、リロケーションを推進します。

またインターネット販売のさらなる普及により、商業施設の収益構造は不動産収益への依存度を高め、更新のない定期借家賃借契約による収益店の退店はリスクです。こうした対応として、前期は「みなとみら



いコレットマーレ 椿屋カフェ」を改装し、和の美、抹茶をテーマとした「茶寮 SIKI ～TSUBAKIYA～」を新業態として開発し、デベロッパーとの契約更新につなげることができました。今後も商業施設のニーズには柔軟に対応し、退店リスクを低減させてまいります。

### ③ 食物販事業の拡充

当社は前期中に、政府がコロナによって影響を受けた企業の新たな事業分野への展開を支援する「事業再構築補助金」の採択を受けることができました。対象となる「食物販事業」の拡充はポストコロナにおける重点課題として経営資源を注いでまいります。コロナ前まで売上比1%に満たなかったテイクアウトを含む物販売上は直近の四半期では13%まで比率が上昇しており、イートイン売上の回復後も比率を維持しています。主力となる自社製ケーキの販売を中心に駅構内や商業施設の食物販フロアで展開する催事販売が好調に推移しており、自社工場（戸塚カミサリー）で生産する「冷凍食品」も安定した販売実績を重ねています。前期発売したレトルトカレー、ハヤシソースはイートイン店舗のレジ横商品としても定着し、累計販売数は15万個を超えました。

課題は食物販の「販路の拡充」です。引き続き、既存店と自社ECサイトによる販売強化と、物販専門店の出店・収益モデル化を進めます。今期は「リアルとネットの融合」をテーマに、実店舗とECサイトの連携を目的とした「全店共通ポイントアプリ」の開発に着手します。当社店舗の利用時に付与されるポイントはECを含む全業態店舗で利用が可能となるポイントサービスを今期中に展開いたします。

また生産においては、イートイン売上の回復によって工場稼働がひっ迫しないよう、事業再構築補助金を活用した生産設備の増強を行い、生産力の維持向上を図ります。引き続き、同業他社への一次加工食材の製造販売にも注力するとともに、スーパー、ネットスーパー等への販路開拓を推進し、中期的には食物販事業を第2の収益の柱となるよう育成を継続してまいります。

**(3) 設備投資および資金調達の状態**

当事業年度において実施した設備投資の総額は、1億90百万円（敷金および保証金を含む）であります。

その主なものは、当事業年度における4店舗の新規出店、及び改装2店舗であります。これらの設備投資資金は、全て自己資金によって賄いました。

**(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状態**

該当事項はありません。

**(5) 事業の譲受けの状態**

該当事項はありません。

**(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状態**

該当事項はありません。

**(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状態**

該当事項はありません。

**(8) 重要な親会社および子会社の状態**

該当事項はありません。

## 2. 会社役員に関する事項（2022年4月30日現在）

### (1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長CEO	岸野誠人	誠香インバーストメント株式会社代表取締役社長 東和アミューズメント株式会社代表取締役社長 東和産業株式会社代表取締役社長
代表取締役副社長	菅野政彦	成果推進本部長・安全安心推進室担当
取 締 役	小川一夫	小川会計事務所代表・株式会社松岡社外監査役 竹本容器株式会社社外取締役（監査等委員）
取 締 役	長谷川研二	管理本部長/IR・PR推進室ゼネラルマネージャー
常 勤 監 査 役	根本勇也	
監 査 役	二宮類四郎	
監 査 役	輿石正博	

- (注) 1. 取締役小川一夫氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。尚、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役二宮類四郎氏、輿石正博氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役二宮類四郎氏は金融機関での長年の業務経験から専門的な知識及び実務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、当社経営全般に対する監督やチェック機能を果たしております。尚、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役輿石正博氏は過去に経理業務を長年に亘り担当していたことがあり、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しており、当社経営全般に対する監督やチェック機能を果たしております。尚、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社では、経営効率の向上を図るため、執行役員制度を導入しております。

### (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役、監査役、執行役員、管理職従業員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は被保険者である対象者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。なお、補填する額については限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

### (3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	4名 (1名)	38,600千円 (6,000千円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	8,962千円 (5,100千円)
合 計	8名	47,563千円

- (注) 1. 期末現在の人員は、取締役4名、監査役3名であります。
2. 上表には2021年7月30日開催の第22期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
3. 株主総会の決議による役員報酬の総額は次のとおりであります。  
 取締役 月額 10,000千円以内、監査役 月額 3,000千円以内  
 (取締役：2002年7月26日定時株主総会決議) (監査役：2018年7月31日定時株主総会決議)  
 当該株主総会終結時点の取締役員数は4名(うち社外取締役は1名)、監査役員数は3名です。
4. 役員報酬等の内容の決定に関する事項
- (ア) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法  
 当社は2021年7月30日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。  
 その内容の概要につきましては以下の(イ)に記載の通りです。
- (イ) 基本方針  
 当社の取締役の報酬は金銭による固定報酬としており、生活基盤の安定を最小限保障することにより職務に専念させるとともに、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして、株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の職責を踏まえた適正な水準とすることを基本としております。業績連動報酬等及び非金銭報酬等の支給はございません。
- (ウ) 個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針および委任の内容  
 業績貢献度、業績向上に向けた各個人の機能、企業価値向上への貢献度、経営環境等を考慮の上、社外取締役の意見も考慮した上で代表取締役社長CEOである岸野誠人が決定しております。この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当の評価を行うには代表取締役社長CEOが最も適していると取締役会が判断しているためです。
- (エ) 監査役の個人別の報酬等の額または算定方法に関する方針およびその内容の概要  
 当社の監査役の報酬は金銭による固定報酬としております。株主総会の決議により定めた金額の範囲内で、常勤・非常勤の別、監査業務の分担状況、取締役報酬の内容および水準等を考慮し、監査役の協議により決定します。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 社外役員の主な活動状況

取締役小川一夫氏は、小川会計事務所代表および株式会社松岡、竹本容器株式会社において社外役員を兼任しておりますが、当社との間にはいずれも特別な取引関係はありません。公認会計士として長年培ってきた豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・機能を果たしております。当事業年度においては、取締役会13回全てに出席し、議案審議等に適宜質問し意見を述べております。また店舗の定点観測を行い、経営会議へ参加し議案に対し必要な発言を行っております。

監査役二宮類四郎氏は、当事業年度開催の取締役会13回全ておよび当事業年度開催の監査役会11回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

監査役輿石正博氏は、当事業年度開催の取締役会13回全ておよび当事業年度開催の監査役会11回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

##### ② 責任限定契約に関する事項

当社定款において、会社法第427条第1項の規定により社外役員との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結することができる旨を定めておりますが、当社が社外役員と締結している個別の責任限定契約はありません。

### 3. 会計監査人の状況

#### (1) 会計監査人の名称

東光監査法人

#### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	14,868千円
② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,868千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を含めております。
2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けるほか、過年度の監査計画・監査の遂行状況及び報酬実績を確認し、当事業年度の報酬見積りの相当性について比較検討した結果、「適正な監査の確保」の視点から、合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

#### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が法定の解任事由に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。

また、会計監査人による適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等、必要があると判断される場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

#### (4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2022年4月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>4,659,501</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,617,742</b>
現金及び預金	3,699,254	買掛金	221,467
売掛金	173,393	買入掛金	2,230
S C 預け金	263,879	未払賞与	598,187
商品及び製品	39,970	未払費用	91,154
原材料及び貯蔵品	123,307	未払法人税等	88,100
前払費用	114,224	未払消費税	467,042
未収入金	245,805	未払消費税	72,008
その他	74	資産除却債	23,179
貸倒引当金	△409	前受収入	49,527
			4,842
<b>固定資産</b>	<b>3,859,573</b>	<b>固定負債</b>	<b>1,225,783</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>1,570,659</b>	長期借入金	600,000
建物	732,154	買入債	2,264
機械及び装置	117,833	退職給付引当金	356,218
工具、器具及び備品	182,059	資産除却債	246,315
土地	530,000	長期預り金	1,500
リース資産	3,876	長期預り敷	19,484
建設仮勘定	4,737		
<b>無形固定資産</b>	<b>19,183</b>	<b>負債合計</b>	<b>2,843,525</b>
ソフトウェア	9,239		
電話加入権	9,944	<b>純資産の部</b>	<b>5,667,034</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,269,730</b>	株主資本	
投資有価証券	34,819	資本金	50,000
出資	320	資本剰余金	1,306,350
長期前払費用	22,837	資本準備金	683,009
繰延税金資産	368,484	その他の資本剰余金	623,341
差入保証金	417,402	<b>利益剰余金</b>	<b>4,411,327</b>
敷	1,425,865	その他利益剰余金	4,411,327
		別途積立金	3,680,000
		繰越利益剰余金	731,327
		<b>自己株式</b>	<b>△100,642</b>
		評価・換算差額等	8,514
		その他有価証券評価差額金	8,514
<b>資産合計</b>	<b>8,519,074</b>	<b>純資産合計</b>	<b>5,675,549</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>8,519,074</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

( 自 2021年 5 月 1 日 )  
( 至 2022年 4 月30日 )

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	8,246,771
売 上 原 価	2,428,423
売 上 総 利 益	5,818,347
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	6,569,559
営 業 損 失 ( △ )	△751,212
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	53
受 取 配 当 金	518
受 取 家 賃	26,716
協 賛 金 収 入	2,938
助 成 金 等 収 入	1,949,952
そ の 他	8,328
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	1,267
不 動 産 賃 貸 原 価	1,795
そ の 他	1,869
経 常 利 益	1,232,364
特 別 利 益	
受 取 補 償 金	100,148
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	2,745
店 舗 閉 鎖 損 失	1,982
減 損 損 失	249,289
税 引 前 当 期 純 利 益	1,078,495
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	467,124
法 人 税 等 調 整 額	△87,581
当 期 純 利 益	698,952

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



独立監査人の監査報告書

2022年6月17日

東和フードサービス株式会社

取締役会 御中

東光監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員	公認会計士	鈴 木 昌 也
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	安 彦 潤 也
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東和フードサービス株式会社の2021年5月1日から2022年4月30日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年5月1日から2022年4月30日までの第23期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役の監査の結果に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人から、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、テレビ会議システム、社内情報システムを経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門（監査室）その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
    - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
    - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項、及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役等からその構築及び運用の状況の報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から、当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。
    - ④会計監査人が独立の立場を保持し、適正な監査を実施しているかを監視、検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め協議を行いました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ①事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人東光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年6月23日

東和フードサービス株式会社 監査役会  
 常勤監査役 根本 勇也 ㊟  
 監査役 二宮 類 四 郎 ㊟  
 監査役 興 石 正 博 ㊟

(注) 監査役二宮類四郎、監査役興石正博は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場

東京都千代田区平河町二丁目4番3号  
ホテル ルポール麹町 (麹町会館) 2階「ロイヤルクリスタル」  
電話 東京 (03) 3265-5365



## 交通のご案内

- 地下鉄有楽町線「麹町駅」1番出口より徒歩3分
- 地下鉄半蔵門線・有楽町線「永田町駅」5番出口より徒歩5分
- 地下鉄南北線「永田町駅」9b番出口より徒歩5分

# NAVITIME

出発地から株主総会会場まで  
スマートフォンがご案内します。

目的地入力は不要です!

右図を  
読み取りください。

